

政令第 号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十二条第一項第五号及び第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「改良」の下に「（第六号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業として行う同条第三号に規定する都市鉄道施設又は同条第四号に規定する駅施設の改良

第五条第一項中「規定による鉄道施設」の下に「又は軌道施設」を加え、同項第二号中「鉄道施設（」の下に「次号及び」を加え、同項に次の一号を加える。

三 法第十二条第一項第五号の規定により建設又は大改良をした認定速達性向上事業者（都市鉄道等利便

増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上事業者をいう。第七条の二において同じ。）又は認定駅施設利用円滑化事業者（同法第十五条第六項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者をいう。第七条の二において同じ。）の営業する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の貸付け

第五条第二項第一号中「附則第九条第二項第一号」の下に「及び前項第三号」を加え、同項第二号中「及び」の下に「第三号並びに」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第五条第一項の規定により同項第三号に掲げる鉄道施設又は軌道施設を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額は、認定速達性向上事業者に貸し付ける場合にあつては都市鉄道等利便増進法第五条第五項に規定する認定速達性向上計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同条第二項第五号に規定する使用料の額とし、認定駅施設利用円滑化事業者に貸し付ける場合にあつては同法第十四条第十二項に規定する認定交通結節機能高度化計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された同条第三項に規定する使用料の額とする。

この政令は、都市鉄道等利便増進法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

理由

都市鉄道等利便増進法の施行に伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の大規模な改良として、都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設等の改良を定める等の必要があるからである。